

復興整備計画

久慈市・岩手県

平成24年7月31日

1 復興整備計画の区域（計画区域）（法第46条第2項第1号関係）

久慈市の一部（別添の復興整備事業総括図のとおり。）

2 復興整備計画の目標（法第46条第2項第2号関係）

- ① 震災前と同じ場所でのまちづくりを基本とし、概ね数十年から数百年程度で発生すると想定される津波に対しては、湾口防波堤、防潮堤等の海岸保全施設、浸水区域外への住宅団地の整備等を始めとするハード対策と、防災教育、津波避難訓練などを始めとするソフト対策を組み合わせ、「多重防災型のまちづくり」を進め、被害をできるだけ最小化するという「減災」の考えにより、安全・安心なまちづくりを目指す。
- ② 災害に強いまちづくりを進めるため、防災体制の強化と防災施設の整備を図り、防災拠点都市として機能を備えることによって、本市が他地域のモデル地区としての役割を担えるまちを目指す。
- ③ 甚大な被害を受けた水産業を立て直し、併せて農林業への更なる取組を進めることにより、他地域にも貢献し得る食糧供給基地としての役割を担えるまちを目指す。

3 土地利用方針（法第46条第2項第3号関係）

(1) 復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向

- ・ 防潮堤等の海岸保全施設、浸水区域外への住宅団地の整備等、ハード面の整備を実施するとともに、防災教育、津波避難訓練などのソフト事業により「多重防災型のまちづくり」を進める。
- ・ 震災前と同じ場所でのまちづくりを基本としつつ、浸水区域内の住居については、浸水域外に住宅団地及び災害公営住宅を整備し、その移転を図る。
- ・ 移転跡地の利用については、防災空地、防火水槽、避難タワー等の整備等、災害時に公益的な役割を果たす場所として整備する。
- ・ 避難路の整備、津波避難施設等の整備により安全性が確保できるまちづくりに向けた土地利用を図る。
- ・ 市民生活の基盤である市道の整備を推進するとともに、今回の震災を踏まえ必要な避難道路の整備を図り、災害時の避難体制の充実を図る。また、津波襲来時に高台等への避難が難しい場所に、避難施設等の整備を行う。
- ・ 田園を保全するエリアについては、優良な農地を保全し、それと共生する空間の形成に努める。

(2) 土地の用途の概要（別添の土地利用構想図及び復興整備事業総括図参照）

① 久慈湊・大崎地区（A地区）

木材・木製品製造業、繊維工業が位置する工業地エリア及び住宅地エリアにおいて、避難道路（A-1道路）、避難路（A-4施設）を整備し、被災した住居については、漁業集落防災機能強化事業及び災害公営住宅整備事業により浸水区域外に整備した住宅団地（A-2地区）及び災害公営住宅（A-3地区）への移転を図り、併せて、津波避難施設（A-5施設）等の整備により安全性が確保できるまちづくりに向けた土地利用を図るほか、田園保全エリアにおいて、農用区域内にある農地は、これからも優良農地として確保する。

② 長内町元木沢地区（B地区）

水産加工施設、漁業関連施設等が位置する工業地エリアにおいて、避難道路（B-1道路）を整備し、被災した住居については、漁業集落防災機能強化事業及び災害公営住宅整備事業により浸水区域外に整備した住宅団地（B-2地区）及び災害公営住宅（B-3地区）への移転を図り、併せて、津波避難施設（B-4施設）等の整備により安全性が確保できるまちづくりに向けた土地利用を図る。

③ 長内町玉の脇地区（C地区）

住宅地エリアにおいて、避難道路（C-1道路）を整備し、被災した住居については、漁業集落防災機能強化事業及び災害公営住宅整備事業により浸水区域外に整備した住宅団地（C-2地区）及び災害公営住宅（C-3地区）への移転を図り、安全性が確保できるまちづくりに向けた土地利用を図る。

④ 宇部町久喜地区（D地区）

住宅地において、避難道路（D-1道路）、漁業集落防災機能強化事業により地盤の嵩上げ等を行うとともに、被災した住居については、漁業集落防災機能強化事業及び災害公営住宅整備事業により浸水区域外に整備した住宅団地（D-2地区）及び災害公営住宅（D-3地区）への移転を図り、併せて、津波避難施設（D-4施設）等の整備により安全性が確保できるまちづくりに向けた土地利用を図る。

(3) 復興整備事業のおおむねの区域を表示した縮尺1/25,000以上の地形図（別添の復興整備事業総括図のとおり）

4 復興整備事業に係る事項（法第46条第2項第4号関係）

| 事業区分 | 図面記号 | 事業に係る事項 |
|------------------|-----------|---|
| (1)市街地開発事業 | | |
| (2)土地改良事業 | | |
| (3)復興一体事業 | | |
| (4)集団移転促進事業 | | |
| (5)住宅地区改良事業 | | |
| (6)都市施設の整備に関する事業 | A-1 道路 | 事業名称：道路整備事業（久慈湊・大崎地区） 実施主体：久慈市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～25年度 種類：道路 |
| | B-1 道路 | 事業名称：道路整備事業（長内町元木沢地区） 実施主体：久慈市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～25年度 種類：道路 |
| | C-1 道路 | 事業名称：道路整備事業（長内町玉の脇地区） 実施主体：久慈市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～25年度 種類：道路 |
| | D-1 道路 | 事業名称：道路整備事業（宇部町久喜地区） 実施主体：久慈市 |

| | | |
|--------------------|-----------|--|
| | | 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～25年度 種類：道路 |
| (7)津波防護施設の整備に関する事業 | | |
| (8)漁港漁場整備事業 | | |
| (9)保安施設事業 | | |
| (10)液状化対策事業 | | |
| (11)造成宅地滑動崩落対策事業 | | |
| (12)地籍調査事業 | | |
| (13)その他施設の整備に関する事業 | A-2 地区 | 事業名称：漁業集落防災機能強化事業（久慈湊・大崎地区） 実施主体：久慈市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～25年度 |
| | A-3 地区 | 事業名称：災害公営住宅整備事業（久慈湊・大崎地区） 実施主体：久慈市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～25年度 |
| | A-4 施設 | 事業名称：避難路整備事業（久慈湊・大崎地区） 実施主体：久慈市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～25年度 |
| | A-5 施設 | 事業名称：津波避難施設整備事業（久慈湊・大崎地区） 実施主体：久慈市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～25年度 |
| | B-2 地区 | 事業名称：漁業集落防災機能強化事業（長内町元木沢地区） 実施主体：久慈市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～25年度 |

| | | |
|--|-----------|--|
| | B-3 地区 | 事業名称：災害公営住宅整備事業（長内町元木沢地区） 実施主体：久慈市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～25年度 |
| | B-4 施設 | 事業名称：津波避難施設整備事業（長内町元木沢地区） 実施主体：久慈市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～25年度 |
| | C-2 地区 | 事業名称：漁業集落防災機能強化事業（長内町玉の脇地区） 実施主体：久慈市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～25年度 |
| | C-3 地区 | 事業名称：災害公営住宅整備事業（長内町玉の脇地区） 実施主体：久慈市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～25年度 |
| | D-2 地区 | 事業名称：漁業集落防災機能強化事業（宇部町久喜地区） 実施主体：久慈市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～25年度 |
| | D-3 地区 | 事業名称：災害公営住宅整備事業（宇部町久喜地区） 実施主体：久慈市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～25年度 |
| | D-4 施設 | 事業名称：津波避難施設整備事業（宇部町久喜地区） 実施主体：久慈市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～25年度 |
| 5 復興整備計画の期間（法第46条第2項第5号関係） | | |
| 平成24年度から平成25年度まで | | |
| 6 その他復興整備事業の実施に関し必要な事項（法第46条第2項第6号関係） | | |
| | | |

| 4-① 土地利用基本計画の変更等に係る事項（法第48条第1項関係） | | | | | | | | |
|-----------------------------------|------|------|----------------|-------|----------------|----|----|--|
| 整理番号 | 事業区分 | 図面記号 | 変更等する土地利用基本計画等 | 変更等の別 | 変更等する部分の面積(ha) | | 備考 | |
| | | | | | 拡大 | 縮小 | | |
| | | | | | | | | |
| | | 該当なし | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

- (注) 1 本様式は、復興整備事業の実施に関連して土地利用基本計画の変更等を行うときに法第46条第2項第4号に掲げる事項として記載するとともに、土地利用基本計画の変更等に係る事項の様式を添付する。
- 2 「事業区分及び図面記号」は、「4 復興整備事業に係る事項」と整合させる。
- 3 「変更等する土地利用基本計画等」は、法第48条第1項各号に規定する土地利用基本計画等の内容を記載する。
- 4 「変更等の別」は、法第48条第1項に規定する変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消しを記載する。
- 5 「変更等する部分の面積」は、事業区分欄の事業の実施により変更等される面積を記載する。

4-② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項（法第49条及び第50条関係）

| 整理 番号 | 事業区分 | 図面 記号 | 農地法 (大臣許可) | 都市計画法 | | | 農地法 (知事許可) | 農振法 | 森林法 | | 自然 公園法 | 漁港漁場 整備法 | 港湾法 |
|----------|----------------|-------------------------|----------------------|------------------|--------------|---------------------------|----------------------|-------------|----------------|----------------|-----------------------|-------------|-------------|
| | | | 第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可 | 第29条第1項・第2項の開発許可 | 第43条第1項の建築許可 | 第59条第1項から第4項までの都市計画事業の認可等 | 第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可 | 第15条の2の開発許可 | 第10条の2第1項の開発許可 | 第34条第1項・第2項の許可 | 第20条第3項の許可・第33条第1項の届出 | 法第39条第1項の許可 | 第37条第1項の許可等 |
| 1 | その他施設の整備に関する事業 | A-2地区 A-3地区 A-5地区 | | | | | ○ | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |

- (注) 1 本様式は、法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするとき又は復興整備事業に係る許認可等を得ようとするときに記載する。
 2 復興整備事業の地区ごとに、当該事業に係る許認可等に関する事項の該当欄に「○」をするとともに、各許認可等に係る事項の様式を添付する。
 3 「農地法（大臣許可）」は、上段には法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするときに「○」をする。また、下段には法第50条第1項の復興整備事業に関する事項を記載しようとするときに「○」をする。この際、農林水産大臣が定める書類（様式第9）を当該復興整備事業に関する事項を記載した復興整備計画の公表の日の前日までに、農林水産大臣に提出する。